

大阪府介護事業所等サービス継続支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、昨今の物価上昇にも対応し、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等（以下「介護事業所等」という。）に対する支援、また、厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保する介護施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入費に対する補助を行うことを目的とし、大阪府介護事業所等サービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を、介護事業所・施設等の事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱及び令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和7年12月22日老発1222第2号厚生労働省老健局長通知別紙1及び別紙2）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、事業者が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業（備品購入支援）
- (2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業（食料品等の購入費補助）

(備品購入支援事業内容)

第3条 前条第1号に掲げる事業の対象となる介護事業所等は、原則として、令和8年1月1日時点で、別表1-1左欄に掲げるサービスの指定、許可又は認可を受け大阪府内に所在する介護事業所等（以下「補助事業所」という。）とする。また、同年1月2日から令和8年4月30日までにサービスを再開し、又は新規に指定・許可・認可を受けた補助事業所も対象とする。ただし、いずれも申請の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている補助事業所は対象外とする。

2 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 介護サービスを円滑に継続するための対応

介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用として、別表1-2右欄に掲げる経費（これに類する経費を含む。（消費税及び地方消費税を除く。））とする。ただし、取得費用が30万円（税抜き）以上の財産処分制限の対象となる備品等の購入費を除く。

- (2) 災害備蓄等への対応

介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用として、別表1-3右欄に掲げる経費（これに類する経費を含む。（消費税及び地方消費税を除く。））とする。ただし、取得費用が30万円（税抜き）以上の財産処分制限の対象となる備品等の購入費を除く。

- 3 補助対象期間は、令和7年12月16日から令和8年6月30日までとし、この間に、納品及び支払いを行った補助対象経費について補助を行う。
- 4 補助額は、別表1-1右欄に掲げる補助基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。なお、補助額の算出に当たっては、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（食料品等の購入費補助事業内容）

第4条 第2条第2号に掲げる事業の対象となる介護施設等は、原則として、令和8年1月1日時点で、別表2左欄に掲げるサービスの指定、許可又は認可を受け大阪府内に所在する介護施設等（以下「補助施設」という。）とする。また、同年1月2日から令和8年4月30日までにサービスを再開し、又は新規に指定・許可・認可を受けた補助施設も対象とする。ただし、いずれも申請の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている補助施設は対象外とする。

- 2 補助対象経費は、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品の購入費等（消費税及び地方消費税を除く。）とする。
- 3 補助対象期間は、令和7年12月16日から令和8年6月30日までとし、この間に購入及び支払いを行った補助対象経費について補助を行う。
- 4 補助額は、別表2右欄に掲げる補助基準単価と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。なお、補助額の算出に当たっては、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を知事が定める日までに知事に提出しなければならない。なお、これにより規則第4条第1項による申請があったものとする。

- (1) 介護事業所等サービス継続支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 事業所・施設別申請額一覧（様式第2号）
 - (3) 事業実施計画書（事業所単位）（様式第3号）
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助対象となる介護事業所・介護施設等を複数有する申請者は、当該介護事業所等に係る第1項に規定する申請を一括して行うものとする。
 - 3 第1項の申請は、大阪府行政オンラインシステムを用いて行うものとする。

(交付決定及び通知)

第6条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、交付を決定した額、次条に規定する交付の条件その他必要な事項を、申請者に通知するものとする。

3 知事は、他の補助金等との重複を防止するために、他の行政機関等に対し、補助金等の交付の状況を確認することがある。

(交付の条件)

第7条 規則第6条第2項の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が令和8年6月30日までに完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。なお、やむを得ない事情があるときは、補助対象期間を超えての事業完了を認めるものとする。

(2) 補助事業者は、前号の規定による報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

(3) 補助事業者は、補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(4) 補助事業者は、補助事業を行うためにその関係者から、寄付金等の提供を受けてはならないこと。

(5) 補助事業者は、補助金の交付の決定から額の確定までの間に次のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書(様式第4号)を速やかに知事に提出し、その指示を受けること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に規定する排除措置命令又は納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日からした日 1 年を経過しない者

（実績報告）

第 8 条 補助事業者は、申請日以前に補助事業が完了している場合は、第 5 条 1 項に定める申請書の提出と同時に、申請日後に補助事業が完了する場合は、補助事業の完了した日の翌日から起算して 30 日以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- （1） 介護事業所等サービス継続支援事業費補助金実績報告書（様式第 5 号）
- （2） 事業所・施設別精算額一覧（様式第 6 号）
- （3） 実績報告書（事業所単位）（様式第 7 号）
- （4） その他知事が必要と認める書類

（補助金の支払の時期）

第 9 条 補助金は、規則第 13 条の規定によるその金額の確定後、交付する。

（経費等の内容変更及び中止承認等）

第 10 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、補助金の内容変更・中止承認申請書（様式第 8 号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の 20%以内の増減を伴う事業内容の変更とする。
- 3 申請の取り下げができる期間は、交付の決定通知を受領した日から 10 日を経過した日までとする。ただし、既にすでに補助金を受領している場合は除く。

（決定の取消し）

第 11 条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- （1） 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金をほかの用途に使用したとき。
- （3） 補助金の交付決定の内容又はこれに付けた条件、その他法令又はこの要綱による規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第 12 条 知事が前条の規定によりこの交付の決定の全部を取り消した場合において、補助事業者は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金を受領している場合に

は、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第 13 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 第 1 項の規定により違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(他の補助金等との重複の禁止)

第 14 条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(検査)

第 15 条 知事は補助金の適正な執行のため、必要と認めたときは補助事業者に対して報告又は関係書類の提出を求め、またはその職員に補助事業者の施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等を検査させ、もしくは関係者に質問することができる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 19 日から施行する。

別表 1-1

事業所・施設等の種別	補助基準単価
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く。） 福祉用具貸与 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護事業所 地域密着型特定施設入居者生活（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く。） 看護小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援	10万円/事業所
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	3千円/定員

（注1）定員数は、令和7年4月1日時点とする。

（注2）各介護予防サービスは助成対象に含まない。また、介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は対象に含まない。

（注3）医療みなしの事業者で令和8年1月1日以降から申請時点までに介護保険の利用者がいない場合は補助対象外とする。

別表 1-2

対象事業者	(1)に係る対象経費の例
(ア) 訪問系サービス事業所、 通所系サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 ・ ネットクーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費
(イ) 入所施設、 居住系サービス事業所、 短期入所系サービス事業所、 通所系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 ・ 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費

別表 1-3

対象事業者	(2)に係る対象経費の例
訪問系サービス事業所、 通所系サービス事業所、 入所施設、 居住系サービス事業所、 短期入所系サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 ・ ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ・ 衛生用品、医療用品等の購入等経費 ・ 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 ・ その他災害への備えとして必要と認められる経費

(注1) 基準単価を超えない範囲で1事業所・施設で(1)と(2)の両方を申請することができる。

(注2) 1事業所・施設当たり1回まで申請することができる。

別表 2

施設等の種別	補助基準単価
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、 地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、 養護老人ホーム、軽費老人ホーム	18,000円/定員(※)

※1事業所・施設当たり1回まで申請することができる。

※定員数は、令和7年4月1日時点とする。